

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第70号）（建設局みどり政策推進室）

京都市梅小路公園について、都市公園法第4条第1項の規定に基づき、一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（建ぺい率）を定める必要があるため、規定を整備することとしました。

この条例は、平成30年3月29日から施行することとしました。

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 70 号

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例

京都市梅小路公園条例の一部を次のように改正する。

第1条中「都市公園法」の右に「(以下「法」という。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(公園施設の設置基準)

第1条の2 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の7とする。

2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、都市公園法施行令第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)